

1. 年金事務所などの窓口で相談するとき

相談窓口においでになる方	お持ちいただきたいもの	
本人	年金相談をされるとき	・年金手帳、年金証書または改定通知書など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類 ・本人確認ができる書類
	証明書などの(再)交付を依頼されるとき	・年金手帳、年金証書または改定通知書など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類 ・本人確認ができる書類
代理人(家族も含む)	年金相談をされるとき	・本人の委任状(本人の署名・押印があるもの) ・代理人の本人確認ができる書類
	証明書などの(再)交付を依頼されるとき	・本人の委任状(本人の署名・押印があるもの) ・代理人の本人確認ができる書類 ・本人の印鑑(証明書などの(再)交付を受けるときなど)
家族(委任状がない場合)	年金相談をされるとき(本人が身体の障がいなどにより窓口においでになれないときは、右記の書類を揃え、相談ください)	・本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳など ・施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可) ・窓口においでになる方で自身の本人確認ができる書類
	証明書などの(再)交付を依頼されるとき	・年金相談をされるときと同じになります。 ※ <u>証明書などは、その場でお渡しできません。</u>

国  
あ  
れ  
こ  
れ  
年金相談をする時の  
必要なもの  
を確認しよう!

- ※「家族」とは、本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹などの2親等以内の親族、およびその配偶者、または同居の親族をいいます。
- ※本人確認ができる主な書類  
個人番号カード、運転免許証(運転経歴証明書)、住民基本台帳カード(写真付きのもの)、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
- ※証明書などの(再)交付申請について、年金事務所などの窓口でお渡しできる書類とお渡しできない書類があります。お渡しできない書類は、後日、日本年金機構に登録されているご本人の住所あてに郵送します。詳しくは窓口でご確認ください。
- ※委任状は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。上記の書式をご使用にならない場合は、次の内容をご記入ください。  
●委任年月日(委任状を作成した年月日) ●本人の署名・押印 ●本人の生年月日 ●本人の性別 ●本人の住所 ●代理人の氏名 ●代理人の住所 ●本人との関係 ●本人の年金証書などに記載されている基礎年金番号 ●本人の電話番号 ●委任する内容(例:年金の見込額や年金の請求について、各種再交付手続きについて) ●年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法(代理人に交付または本人に郵送)

2. 電話で年金相談をされるとき

電話される方	個人の記録などに関する相談内容のとき	
本人	本人確認	基礎年金番号がわかるものをご用意ください。本人確認のため、いくつかご質問をさせていただきます。
	相談できる内容	受取先金融機関などは、電話でお答えすることはできません。
家族	本人確認	本人と電話をされた方の基礎年金番号がわかるものをご用意ください。本人確認のため、いくつかご質問をさせていただきます。
	相談できる内容	日本年金機構から送付された通知書の内容に関することに限ります。その他の相談については、電話でお答えすることはできません。

相談窓口・予約先一覧 ※1「予約受付専用電話」 ※2自動音声案内に従って【1】を押した後に【2】を押してください。

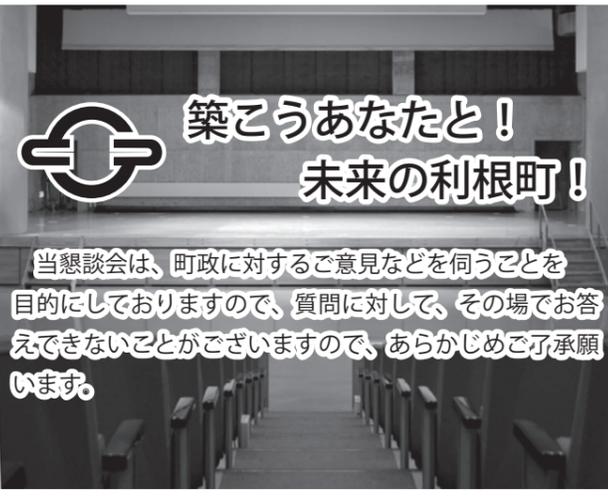
名称・相談場所	内容	電話番号	予約	
土浦年金事務所	お客様相談室	請求など給付に関する相談・請求・諸変更届出など	0570-05-4890(※)	○
	国民年金課	国民年金の諸届出・相談など	029-825-1170	×
龍ヶ崎市地域福祉会館	毎月第4金曜日(午前10時~午後2時30分)	土浦年金事務所お客様相談室		○
取手市商工会館	毎月第1木曜日(午前10時~午後2時30分)	029-825-1170(※2)		○
街角の年金相談センター土浦	対面による相談のみ、電話による相談は不可	0570-05-4890(※)		○

問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211(内線236)  
街角の年金相談センター土浦 ☎029-825-2300  
ねんきんダイヤル(年金相談に関する一般的なお問い合わせ) ☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

町政懇談会開催します!

町民の皆さまとの対話を大切に、その声を町政に反映させる対話型行政を推進するために、平成30年度主要事業の取り組み状況などを報告し、町民の皆さまからの町政全般へのご意見などをお伺いするため、町政懇談会を開催します。

**開催案内**  
日時 10月28日(日) 第1部 午前10時~  
第2部 午後2時~  
(1部・2部共に2時間程度)  
場所 利根町公民館 多目的ホール  
問い合わせ先 役場総務課 秘書広聴係  
☎68-2211(内線503・505・507)



茨城県議会議員一般選挙の選挙区域および定数変更のお知らせ

平成28年12月に「茨城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」が改正されたことに伴い、平成30年12月執行予定の茨城県議会議員一般選挙から選挙区域および定数が変更となります。

	変更前	変更後
選挙区名称	取手市選挙区	龍ヶ崎市・利根町選挙区
選挙区域	取手市および北相馬郡の区域	龍ヶ崎市および北相馬郡利根町の区域
定数	3人	2人

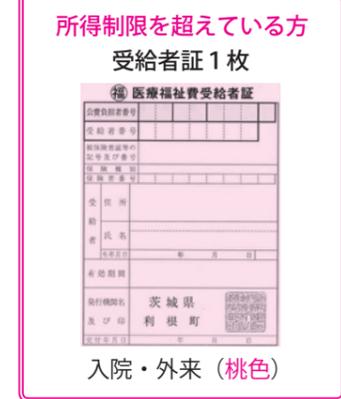
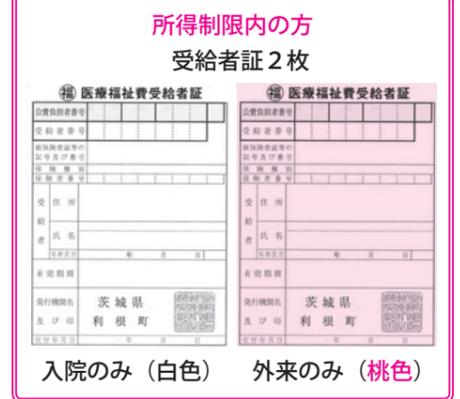
問い合わせ先 利根町選挙管理委員会(役場総務課内)  
☎68-2211(内線502)

9月30日まで



現在、高校生年齢相当の方には、申請に基づき桃色の受給者証1枚(町単独助成)を発行しています。  
この受給者証は、茨城県内の病院や薬局で、入院および外来診療の両方で利用できるものですが、10月1日(月)から茨城県の制度が改正されることにより、入院診療分のみ県の助成対象となります。  
入院診療分(県制度)の資格判定が必要となるため、対象となる方には、8月中旬に通知を送っています。  
申請書の提出が済んでいない方は、早めのお手続きをお願いします。  
なお、県制度の所得制限を超

10月1日からは...



現在お持ちの桃色の受給者証は、10月1日(月)以降使用できませんので破棄していただくか、役場保険年金課へ返却をお願いします。  
えているため非該当の方については、町独自の助成を引き続き行っていますので、新しい番号の受給者証(桃色)を郵送させていただきます。

問い合わせ先 役場保険年金課 医療福祉係 ☎68-2211(内線237)

医療福祉費支給制度(マル福) 高校生年齢相当の方の受給者証が変わります